

令和 7 年度第 1 回児童福祉専門分科会への事前質問の回答について

P2 児相への相談件数では、障害相談が 464 件増えていますが、何が増加しているのでしょうか？障害手帳の判定ということでしょうか？

回答（児童相談所）

障害相談が増加した要因は、療育手帳の判定資料提供依頼及び療育手帳の再判定の件数が増加したことによるものです。

療育手帳の判定資料提供依頼の主なものは、特別児童扶養手当認定診断書作成のための資料提供依頼ですが、令和 5 年度は 259 件であったものが令和 6 年度には 558 件と約 300 件増加しました。これは、療育手帳の資料提供依頼をオンラインによる申請で行うことができるように利便性を図ったこと、判定資料の有効期限が撤廃されたことによるものと考えています。

療育手帳の再判定は、令和元年度から再判定時期を延長したことにより、再判定の周期が重なり、令和 6 年度は前年度比約 120 件増加しました。

P3 虐待対応の経路で、他の経路は増えているのに対して、上位の警察、近隣・知人が、ともに減少している要因として、考えられるものがありましたら教えてください。
保健師などの行政職からの通告は、その他に分類されているのでしょうか？
P4 の心理虐待・ネグレクトの減少と関連しているのでしょうか？

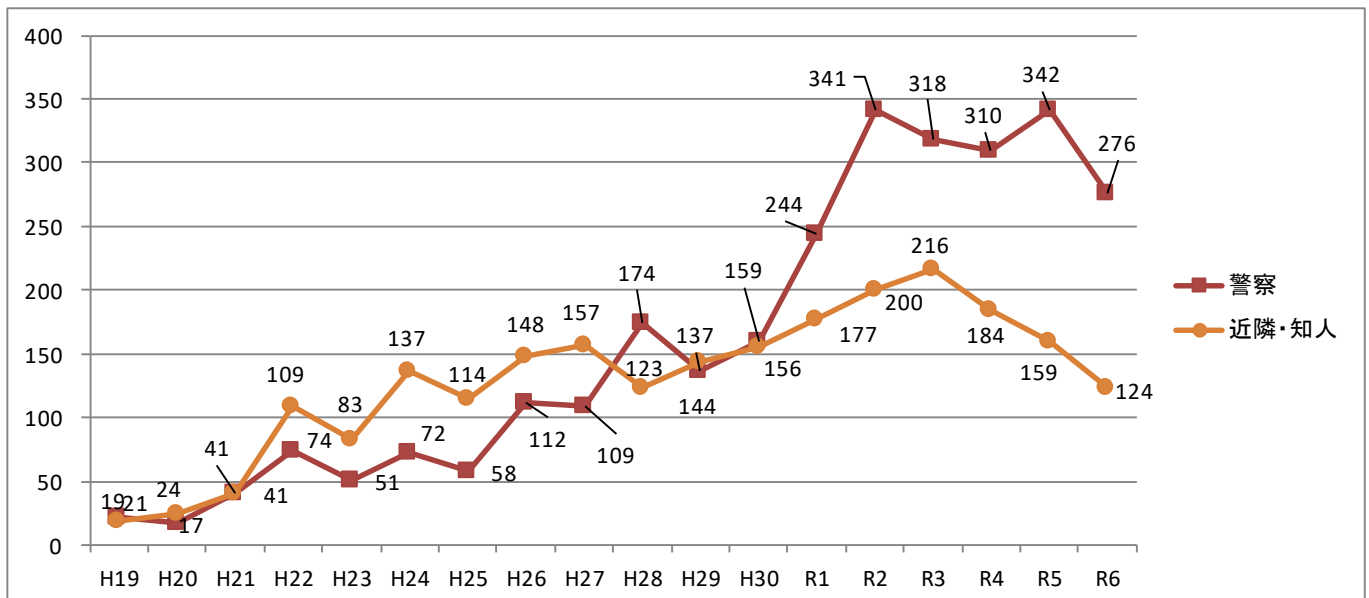
回答（児童相談所）

虐待対応件数は、警察からの虐待通告 276 件のうち、心理的虐待通告は 222 件で約 8 割を占めています。新型コロナウイルス感染症流行前までの警察からの虐待通告件数は、159 件でしたが、新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和元年度から増加を続け、令和 5 年度には 342 件となっています。令和 6 年度は 276 件まで減少していることから、ようやく新型コロナウイルス感染症の流行の影響が終息してきたと考えています。しかし、令和 6 年度の虐待通告件数は、平成 19 年度と比べ、約 4 倍の件数であるため、高止まりの傾向にあると捉えています。近隣・知人についても、警察からの通告の減少と同じ傾向にあると考えています。

保健師、家庭児童相談室など行政からの通告につきましては、福祉事務所から児童相談所への送致として受け付けているため、相談経路は福祉事務所として分類しています。

警察、近隣・知人からの通告の減少は、心理的虐待・ネグレクト通告の減少と関連していると考えています。

【通告経路別件数の推移】（警察、近隣・知人のみ掲載）



P4 被虐待児の年齢別件数で、3歳未満の減少が目立ちますが、どのような要因が考えられるか、教えてください。

回答（児童相談所）

令和 5 年度における 3 歳未満の心理的虐待通告の件数は 175 件となっており、例年に比べて約 60 件多い件数でした。令和 6 年度には 102 件と令和 4 年度までの水準に戻ったため、件数の減少が目立ったものです。

P5 里親委託が少ないと思いますが、その要因をお教えてください。

令和 3 年度のこども家庭庁のデータでは、浜松市は里親登録率の伸びに比べて、委託率が伸びていない自治体に分類されています。委託率向上のためには、里親へのサポートの強化が欠かせないと思われます。どのような施策を展開されているか教えてください

回答（児童相談所）

浜松市の里親委託率につきましては、令和 3 年度末が 42.9%（都道府県・政令市中 5 位）、令和 6 年度末が 45.2%の実績となっており、令和 3 年度末の全国平均 23.5%と比べて高い状態にあります。

ご指摘のデータは、こども家庭庁資料「里親等委託の更なる推進について」（令和 6 年 3 月）内のデータだと推察しますが、当該資料においては、里親等委託率と登録率の相関性について平成 28 年度から令和 3 年度までの伸び幅を分析しており、浜松市については「里親等委託率の伸びに比べて、登録率は伸びていない自治体」と分析されています。登録率とは、こども家庭庁が示した算式に基づいて算出したもので、家庭から分離を図ったこども数に対する登録里親の受け入れのキャパシティを表したものです。浜松市においては、里親等委託の推進を図った結果、受託可能な里親が減少した状態と考えています。

里親等委託の更なる推進にあたっての喫緊の課題として、受託可能な里親の数を増やす必要があります。令和 6 年度は様々なイベント等での啓発活動や遠鉄電車への広告掲載等を実施しており、令和 7 年度は新規事業として WEB 広告動画の制作を行うなどして里親制度の周知啓発に努めています。

また、養育中の里親への支援について、現在、児童相談所と施設に所属する里親支援専門相談員が連携した支援を行っており、加えて里親支援センターの令和 11 年度設置に向けた検討を行っています。

P5 一時保護の状況について、利用件数は減っているが、延べ日数は増加しています。これは、より重度のケースが増加したということでしょうか？

回答（児童相談所）

令和 6 年度の一時保護における延べ日数の増加につきましては、虐待による重度のケースが増加したものではなく、家族関係の不調や児童のぐ犯など虐待以外を理由とする一時保護が増加したことにより、家族関係の調整や入所施設の調整に時間を要し、延べ日数が増加したと考えています。

なお、虐待以外を理由とする一時保護は、前年比 6 件の増加、延べ日数 561 日の増加となっています。

P7 虐待対応の経路について、福祉事務所から通告数が減少していることの、理由はお判りでしょうか？

回答（子育て支援課）

福祉事務所からの通告とは、他の市区町村（福祉事務所）にて児童家庭相談担当部署が対応していた継続支援が必要なケースが本市に転入してくる場合を指しています。また、市内3カ所の福祉事業所間における継続支援が必要なケースの転居も含まれます。

令和5年度は、コロナ禍による働き方の変化や経済的状況等により、転職等を理由とした養育支援が必要な世帯の他市からの転入が多く見受けられ、福祉事業所からの通告数も増加しました。しかし、令和6年度については、上記のような世帯の転入が減少したことが要因と考えています。

P11 定員割れをしている放課後児童会の、定員割れの要因分析結果をお教えてください。児童の処遇の問題、地域的に費用負担ができない家庭が多い、設置場所の課題などが考えられますが、改善のために、どのような施策を検討されているか、お教えてください。

回答（教育総務課）

定員割れの要因ですが、大きく2つ考えられます。

1つ目は、児童数が減少傾向にある小学校区で定員を割っているパターンです。こちらにつきましては、地域のニーズに対して定員にゆとりがあるということが主な原因と考えられます。引き続き、ニーズに対して不足しない定員を確保してまいります。

2つ目は4月から新しく開設された民設放課後児童会において定員を割っているパターンです。開設場所や利用料の面で保護者のニーズと合っていないケースも考えられます。また、開設の情報を知らないことも考えられますので、近隣の公設放課後児童会で待機児童が発生している場合に待機登録者へ情報提供するなどして周知を図ってまいります。